

## 審査基準及び標準処理期間の設定

番号	根拠法令等の名称	根拠法令等の条項	許認可等の種類	処分権者 (担当課)
4	青森市横内川水道水源保護条例	第12条第4項	事故時の措置の確認	青森市公営企業 管理者企業局長 (総務課)

### 審査基準

条例の定める水源保護区域内の建築物等や土地を所有したり管理したりしている方 (=所有者等) は、その所有物における事故によって水道水源に汚染等の影響を及ぼしたり、そのおそれのあるときに、応急措置を行うことが必要です。措置が行われないと指導や勧告を行います。従わない場合、影響の除去や防止のため、必要な措置を行うことが命じられます。

- 事故と **それに対する応急の措置** (例) ※これら以外にもいろいろな事故が起こる可能性があります。
- 雲谷地区において排水処理設備が壊れ、排水基準を超えた未処理の汚水を排出する。  
⇒ **排水処理設備を修理し、適正な排水に復旧する。**
  - 汚水等を貯留している槽にクラックが生じ、汚水等が地下浸透する。  
⇒ **貯留機能を復旧する。復旧まで貯留しなければならない汚水等の排出を控える。**
  - 崩れた土砂等が、水道水源である河川や沢をせき止める。発生した泥水が水道水源に流入する。  
⇒ **水道水源の支障となる土砂等を撤去し、原状復旧する。**

必要な措置を行った方は、**事故措置届出書 (様式第9号)** を公営企業管理者 (=管理者) に届け出ます。(※各様式は条例施行規程「様式」を御覧ください。)

管理者は、事故時の措置が水道水源を保護するために適正なものかどうかを確認し、水道水源の汚染等の影響の除去や防止がなされたと判断したときは、所有者等に**事故措置確認通知書**を交付します。

※事故時の措置とは、水道水源の汚染等の影響の除去や防止のために行われるものですから、所有者等が措置を行った後も、依然として水道水源への影響が懸念される状態であれば、再度影響がないように必要な措置を行わなければなりません。

標準処理期間 7日 (※上記手順のうち    の処理に要する期間です。)

経由機関での期間	処理機関での期間	うち協議機関での期間	計
		日	